

京都府環境影響評価専門委員会 議事要旨

1 日 時

令和2年3月26日（木）午後6時から8時まで

2 場 所

御所西京都平安ホテル 朱雀の間

3 出席者

委 員 渡邊委員長、上田委員、大下委員、黒坂委員、清水委員、高野委員、田中委員、徳地委員、成瀬委員（9名）

事 務 局 松山環境技術専門監、五十嵐環境管理課長、その他関係職員

※ 新型コロナウイルス感染症に係る対策のため傍聴受付なし。京都府ホームページにて配付資料、議事要旨を公開。

4 内 容

(1) 開会、あいさつ

- ・ 松山環境技術専門監あいさつ
- ・ 会議の成立の報告

(2) 議事：北陸新幹線（敦賀・新大阪間）に係る環境影響評価方法書について

①事務局説明

- ・ 事務局から、手続の流れ・経過・予定（資料1-4）、一般意見の概要に対する事業者見解（資料5-4）、答申案（資料7、参考資料1、参考資料2）について説明した。

②答申に向けての意見交換

- ・ 答申案（資料7）について意見交換を行った。意見の内容は以下のとおり。

（委員）

- ・ 答申案（資料7）について、具体的な箇所や修正案とともに御意見をいただきたい。

（委員）

- ・ 「(8) 文化財 イ」2行目の「列車走行振動による文化財への影響」について、調査等に当たって具体的な基準等がないのであれば、現状の振動の状況と比較し、現状非悪化とすることが望ましいと思うので、「列車走行に伴う振動増加による文化財への影響」と修正してはどうか。

（事務局）

- ・ 御指摘のとおり修正させていただく。

（委員）

- ・ 「(9) 動物、植物、生態系 ク」で求めている事後調査及び環境保全措置の検討につい

て、長期的な視点が重要であるので、「(3) 水質、地下水、水資源 ウ」と同様に「長期的な視点で計画する」という観点を追加してはどうか。

(事務局)

- ・ 修正案として、「(9) 動物、植物、生態系 ク」1行目の「本事業による動物・植物・生態系への影響について、」の次に「長期的な視点で、」を追記してはどうか。

(委員 了承)

(委員)

- ・ 「(10) 景観 ア」について、対象として列記されているのは、法令等に基づき指定された自然公園や環境保全上重要なもの、観光資源となっているもの等に限定されている。経済的な価値に関わらず、地域住民が大事にしている景観も含むよう修正してはどうか。

(事務局)

- ・ 修正案として、「(10) 景観 ア」4～5行目の「観光資源となっている景観資源・眺望点・自然景観等」について、「観光資源となっている景観資源・眺望点」と観光資源に限らない「自然景観」を分けるよう、「観光資源となっている景観資源・眺望点、自然景観等」と修正してはどうか。

(委員)

- ・ 「・」と「、」が混在した表現よりも、「観光資源となっている景観資源や眺望点、自然景観等」とした方が意図を明確に表現できるのではないか。

(事務局)

- ・ 御指摘のとおり修正させていただく。

(委員)

- ・ 修正の提案があった部分に関してより適切な表現となるよう、「(8) 文化財 イ」2行目の「列車走行に伴う振動増加による文化財への影響」については「列車走行に伴う振動の増加による文化財への影響」、「(9) 動物、植物、生態系 ク」1行目の「長期的な視点で、」については「長期的な視点でもって、」又は「長期的な視点をもって、」と修正してはどうか。
- ・ 「(2) 騒音、振動、微気圧波、低周波音」の見出しについて、同項目の本文において「騒音、振動及び低周波音」を「騒音等」と定義しているので、「(2) 騒音、振動、低周波音、微気圧波」と修正してはどうか。

(事務局)

- ・ 御指摘のとおり修正させていただく。

(委員)

- ・ 本事業は地域住民の関心が高く、事業者による事業内容の検討経緯の説明が重要だと思われるので、準備書段階で詳細が決定しない事項についても十分に説明されるよう、「1 全般的事項 (2) 手続 ア」5行目の「それらの検討の経緯等を広く情報提供し」について、「それらの検討の経緯及び詳細が決定しない事項については具体化に当たっての考え方

等を広く情報提供し」と追記してはどうか。

(事務局)

- ・ 御指摘のとおり修正させていただく。

(委員)

- ・ 「1 全般的事項(1)事業の具体化、環境影響評価」の構成について、先頭の「ア」で「環境影響を左右する事項を準備書の作成に合わせて適切に具体化すること」と事業の具体化を求めている。一方、資料5-4の別添2ページ目には、「事業計画(ルート)」に関する事業者の見解として、「今後、環境影響評価の手続を進める中で、環境への影響及び環境保全の措置について、詳細な検討を行い、ルートの絞り込みを行ってまいります。」と記載されており、直ちに事業内容を具体化するのではなく環境影響も踏まえて絞り込みを行っていく旨が記載されている。

本件では方法書段階でもルートが幅を持っていることから、最終的なルートありきで環境影響評価を行うのではなく、環境影響評価を行いながら環境影響も踏まえてルートの絞り込みを行い、準備書に絞り込みの経緯を記載すべき、というのがこれまでの本専門委員会での意見だったと思う。「1 全般的事項(1)事業の具体化、環境影響評価」の構成もそのように修正した方がよいのではないか。

- ・ 「1 全般的事項(1)事業の具体化、環境影響評価 ア」6~8行目の「また、詳細が決定しない事項についても環境影響評価を適切に実施できるよう、最も環境影響が大きくなると想定される条件等、明確に条件設定を行うこと。」という記載についても、環境影響評価の手続の中でルートを絞り込むという事業者の見解と合っていないのではないか。また、「条件」が何を示すのかも不明確であり、例えば環境影響を予測する際の気象条件等とも読める。
- ・ 「2 個別事項」全体に関して、例えば「(3)水質、地下水、水資源 オ」2行目の「鉄道施設等の位置・規模・構造及び工事方法の見直し」のように「見直し」という文言があるが意味が不明確である。また、「1 全般的事項」で求めた「具体化」した事業内容を環境影響の後に「見直す」という順序は、環境影響評価の手続の中で事業内容を「絞り込む」という事業者見解の順序と異なる。

(事務局)

- ・ 「1 全般的事項(1)事業の具体化、環境影響評価」の構成や「同(1)事業の具体化、環境影響評価 ア」6~8行目、「2 個別事項」の数カ所に記載されている「見直し」といった表現については、御指摘を踏まえて検討の上、修正させていただく。

(委員)

- ・ 「1 全般的事項(1)事業の具体化、環境影響評価」の構成の修正に当たっては、事業者が環境影響評価で行う作業の流れを時系列的に整理し、それを踏まえた方がよいと思う。

(委員)

- ・ 答申案全体を通してだが、例えば「1 全般的事項(1)事業の具体化、環境影響評価

ア」で「工事方法」や「鉄道施設等」、「供用方法」といった略語を定義しているが、略された文言の範囲が分かりづらいので記載方法を検討いただきたい。

(委員)

- ・ 今までの議論を通して、答申で求める内容や考え方については委員の了解を得られていると思う。残っているのは誤解なく意図を表現できているかどうかや公文書として適切な表現かどうかという点だけだと思うので、本日の議論を踏まえて修正された、最終的な答申の表現については委員長一任としてはどうか。

(委員 了承)

③今後の進行

- ・ 委員長一任の下、②の委員意見を踏まえ答申案（資料7）の構成（特に「1 全般的事項（1）事業の具体化、環境影響評価」）及び一部表現を修正したものを答申とすることとなった。